

本条件書は、契約が成立した場合、契約書面の一部となります。

## 1. 適用範囲

本条件書は株式会社DEOW(以下「当社」という)と当社に海外教育機関・宿泊機関・各種サポート機関(以下総じて「受入機関」という)への手続き代行を依頼する申込者との間に適用されます。当契約は申込者が希望する受入機関に関する情報提供、申込手続きなどの留学サポートを行う為のもので課程修了などを請け負う、またはプログラムの期間中もしくは終了後、申込者に対して何らかの保証を請け負うものではありません。

## 2. 申し込み方法

当社所定の申込書に必要事項をご記入の上、メールにて送付  
郵送又は当社までご持参下さい。またはオンライン申込書をご利用の上、お申込下さい。

## 3. 申し込み条件

- ①20歳未満の方は保護者の同意が必要です。
- ②以下の場合はお申込をお断りする場合がございます。
- ・年齢資格等が条件を満たしていないとき。
- ・申込者が病気その他の事由によって渡航に耐えられないと当社が判断したとき。
- ・申込者または申込者の保護者もしくは関係者が他の申込者に迷惑を及ぼし、または業務の円滑な運営の実施を妨げる恐れがあると、当社が判断したとき。
- ・天災地変、運輸機関等の争議行為、伝染病、国際機関、公官庁または公的機関の命令または、勧告、その他甲が管理できない事由により、留学プログラムの安全かつ円滑な実施が不可能になった、または不可能になる可能性が大きいとき。

## 4. 前受金保全にかかる基準について

当社は出発日の90日前までは、申込者に受入機関への授業料等(制度上期日が定められているビザの発行等に係わる場合を除く)のお支払いを請求していません。

## 5. 渡航前の申込キャンセルについて

- ①申込者の都合による解除  
申込者は出発前いつでも申込を取り消すことができるものとします。
- ②申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。ただし、渡航日の30日前(ピーク時においては40日前)以降の日の申し込みの場合、上記8日間の経過期間を待たず、契約の解除・変更の場合において、取消料・変更料が発生します。

※ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

本項②以外の条件において契約を解除し、または当社により解除された場合、申込者は次のキャンセル料を支払うものとします。

### (1) 当社に対するキャンセル料

当社に対するキャンセル料として下記の金額を申し受けます。

- ①高校・大学・大学院サポート以外のお申込の場合(語学留学等)

・出願前のキャンセル: 33,000円(税込)

・出願後のキャンセル: サポート費用の全額

・受講英会話/中国語レッスン実費分: 1,760円(税込) × 受講回数

- ②予備・高校・大学・大学院進学サポートへのお申込の場合

イ. 申込日より起算して9日目以降に解約する場合: 68,750円(税込)

ロ. 申込日より起算して9日目以降、サポート費用入金後、出願前にキャンセルをする場合: サポート費用の60%

ハ. 出願後にキャンセルする場合: サポート費用の全額をキャンセル料として申し受けます。

尚、申込校に入学不可になった場合も同様のキャンセル料を申し受けます。

二. 受講英会話/中国語レッスン実費分: 1,760円(税込) × 受講回数

### (2) 受入機関に対するキャンセル料

各受入機関規定のキャンセル料をお支払い頂きます。各受入機関の申込規定・キャンセル規定を必ずご確認の上お申込下さい。すでに当社に留学費用をお支払いの場合は、返金に際しかかる銀行の手数料、当社から申込者への振込手数料、小切手で返金された場合の換金手数料は申込者の負担となります。

## 6. 渡航後の申込キャンセルについて

渡航後に申込者のご都合により、受入機関のキャンセルや期間・授業時間の短縮をされる場合は、受入機関の承諾がない限り返金は致しません。また受入機関からの返金があった場合、その返金金額の35%を当社キャンセル料として申し受けます。

返金に際しかかる銀行の手数料、当社から申込者への振込手数料、小切手で返金された場合の換金手数料等返金にかかる実費は申込者の負担となり、返金の際の換算レートは受入機関から返金があった日の三井住友銀行TTBレートが適用されます。

## 7. 当社の契約解除権について

当社は次に掲げる場合において、申込者に理由を説明して、契約を解除することができます。

1. 申込者が虚偽の申告をしたとき。
2. 申込者の病気その他の事由により、プログラムを続行できないと判断したとき。
3. 申込者又はその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき。

4. 天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令その他事業者の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき。

5. 申込者が当社に対して不当な要求行為、脅迫的な言動またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

6. 申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき。

7. 申込者が所在不明、または当社からの連絡に対し返信期限を過ぎ、連絡不能になったとき。

8. 申込者が定められた期日までに料金を支払わなかったとき。

## 8. 申込内容の変更について

お申込後の内容の変更については変更手数料として1回につき5,500円(税込)を申し受けます。また当社手数料以外に受入先機関等から変更手数料やキャンセル料を求められる場合は、当該機関規定に従いお支払い頂きます。

## 9. 免責事項

以下の事項により生じた申込内容の変更や中止につき、当社は申込者に對し、なんら責任を負わないものとし、また、費用の増加または減少、その他の経済的負担は全て申込者に帰属するものとします。なお、本項は、当社の故意または過失に起因して発生した損害についての免責を認めるものではありません。

・天災地変、戦乱、暴動、テロ、受入機関、滞在先などの事故、火災もしくは閉鎖、国際機関、公官庁もしくは公的機関の命令もしくは勧告、出入国規制、伝染病、食中毒、盗難、輸送機関の事故、遅延もしくは不通もしくはこれによって生じる接続便の変更、またはこれらに順ずる事情の発生。

・通信事情または受入機関の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず出発できなかった場合。

・申込のプログラムが定員に達していて、入学が許可されない場合、現地の都合により授業が開講されない場合、または授業料が改定された場合。

・受入機関の事情により、受入条件、プログラム内容、滞在先、費用、その他留学プログラムに関して予告無しに変更が生じた場合。

・申込者の故意、過失または法令もしくは公序良俗に反する行為により発生した責任、損害。

・申込者の個人生活で巻き込まれた事故やトラブルにより被った損害。

・申込者の個人生活に起因する受入機関側の処罰(退学、謹慎等)または滞在先からの滞在者拒否が発生した場合。

・申込者が、受入機関の申請に必要となる情報や書類を所定期日までに提出できなかった場合。

・申込者が、パスポート、査証が取得できないとき、または現地で入国拒否された場合。

## 10. 個人情報の保護について

当社は申込者の個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであることを十分認識しその適正な利用、保護をはかるとともに、厳正な管理を行います。

### 【事業者の名称】

株式会社DEOW

### 【個人情報保護管理者】

総務部長

### 【利用目的】

①ご希望の留学サポートサービスに関する業務のため

②お申込の留学に関する手続きの遂行のため

③上記を行なううえで必要な情報の確認やご案内のため

④アンケートやイベント等にご協力・ご参加頂いた方に結果などを報告するため

⑤メールマガ、ダイレクトメール、ファックス通信、電子メール配信などを提供するため

⑥当社のサービス向上・改善・新しいサービスの開発のために

### 【第三者提供について】

お申込の留学に関する手続きの遂行の為、関係する海外の受入機関、旅行会社等に、個人データ(本人の氏名、生年月日、住所、要配慮個人情報に該当する健康情報、その他)の提供を致します。

### 【委託について】

利用目的遂行のため、前記の個人データを委託する場合があります。

### 【本人の権利について】

個人情報に関する利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去・提供の停止の請求等につきましては、下記までご連絡下さい。

〒163-0590

東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル11F

株式会社DEOW 総務部

TEL: 0120-4192-09

## 11. 管轄裁判所

本条件書に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 12. その他

本条件書は2026年1月30日以降にお申込された申込者に適用されます。

以上